

令和7年度 第K-4号
クリーンセンター滋賀植栽工事
仕様書

- 1 工事番号 令和7年度 第K-4号
- 2 工事の名称 クリーンセンター滋賀植栽工事
- 3 工事の場所 甲賀市甲賀町神
- 4 工事の内容
場内植栽工 一式
- 1) 全体平面図に着色された場内の法面部および平面部にヒノキ(ポット苗)および肥料木(ヤシャブシ等裸苗)を植樹するものとする。植樹の間隔および各箇所の植付方法については植樹工詳細図を参考に行うこと。
 - 2) 植樹する苗木については、当公社より支給する。
 - 3) 施肥に使用する土壌改良材については、樹皮堆肥(A級又は1級)を計上しているが、同等以上の効果のある製品を使用しても構わないものとする。ただし、使用の際には監督職員の承認を得ること。
 - 4) 施工にあたっては事前に監督職員に連絡すること。
 - 5) 排水路やガス抜き管等が支障となる場合は、監督職員に報告し指示を受けること。
 - 6) 施工にあたっては、事前に測量等を行い植樹本数や配置計画等を監督職員に報告し承認を得た後、実施すること。
- 5 工事を行う日および時間
- 工事を行う日は、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日を除く日とし、工事を行う時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く）とする。
- 6 労働安全衛生対策
- 工事を履行するにあたり、安全対策については「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働者災害補償保険法」等関係法令の規程に基づき、万全の措置を講じること。
- 7 環境対策
- 工事に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の環境問題については、関係法令の規程を遵守し、周辺地域の環境保全に努めること。
- 8 暴力団員等による不当介入の排除について
(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)
- (1) 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他公社発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求また

は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うものとする。

- (2) 請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、公社職員に報告するものとする。

そ の 他

1. 施工にあたって、埋設している遮水シート等処分場の施設を破損しないよう作業員等への周知徹底を図ること。破損した場合は、直ちに監督職員に報告すること。
2. 本工事の現場は、処分場内のため土日祝日等の国民の祝日に関する法律に規定する休日および公社規程による年末年始の休日(12月29日から1月3日まで)は、立ち入りできないよう施錠するため入場することができない。都合上、やむを得ず公社休日に施工する場合は、施工の可否について事前に監督職員と協議し承認を得ること。
3. その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議し、承諾を得たうえで作業を進めること。

不当介入 [不当要求
業務妨害] 事案通報書

滋賀県警察署長
滋賀県 環境事業公社理事長

様
様

(報告者)

※	滋賀県	警察署
取扱警察		課

請負者	所在地	(本社)	TEL()	—
		(現場事務所)	FAX()	—
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者等	(通報者 職氏名) TEL() —		
		(対応者) ・所属会社名 TEL() —		
・氏 名				
・役 職				
不当介入に係る 行為者	住 所	TEL()	—	
	所 属	FAX()	—	
	役 職			
	氏 名			
発生日時 ・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請]			
	[下請の場合、現場事務所の所在地] TEL() — FAX() —			
工事件名				
不当介入の内容 被害の状況				
警察への通報 状況	警察への通報 有 · 無			
	通報先警察署名 (滋賀県 警察署 課)			
	通 報 日 時 令 和 年 月 日 時 分 頃			

- 注)1 第一報はこの様式に必要事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。
- 2 上記表中の ※箇所は、警察署で記入するものとする。
- 3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。
- 4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。

(土木工事版) 週休 2 日取組指定型工事 実施要領

1. 主旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、土木工事現場において週休 2 日の取組を指定する工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

発注者が、週休 2 日の取組を指定する「週休 2 日取組指定型工事」を実施し、週休 2 日に対する成果に応じて、工事成績評定にて評点を加算するとともに、週休 2 日の取得に要する費用を計上する。

- 毎週「土日」を休みとする「完全週休 2 日制」を実施（ただし、工事内容により「特定した 2 曜日」とすることができる。）
- 「週休 2 日取組指定型工事」の適用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 工事成績評定において評価する。
- 週休 2 日の取得に要する費用を計上する。
- 対象工事は、土木交通部が発注する全ての土木工事（災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く）とする。また、現地作業が 1 週間に満たない工事は対象外とする。
- 発注方式は次のいずれかによる。
 - ①発注者指定方式（達成 100% 指定型）
発注者が、週休 2 日達成 100% に取り組むことを指定するタイプ
 - ②発注者指定方式（達成 100% トライ型）
発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定するタイプ
- 建築課が発注する建築工事等については、別途定める実施要領による。

3. 定義

- ・「完全週休 2 日（以下「週休 2 日」という。）」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日（または特定した 2 曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- ・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の（1）および（2）の期間をいう。1 週間は月曜日から日曜日までとする。
 - (1) 次に該当する期間を含む週単位の期間とする。
 - ①契約日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等の開始されるまでの期間）
 - ②工期の終期日から 20 日前または工事完了日のうち早い日から工期の終期日までの期間

③工場製作のみの期間

④工事全体を一時中止している期間

⑤夏季休暇（3日）、年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)

(2) 以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）

②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業

③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業

④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

・現場閉所率は下記による。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{休暇日において現場閉所を行った日数}}{\text{対象期間の週数} \times 7}$$

- ・雨休日は、土日、祝祭日、年末年始(6日間)および夏季休暇(3日間)ならびに平日の天候(降雨、降雪等 雨量 10mm/日程度)による不稼動日とする。
- ・工事の完了日は、工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。

4. 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休暇日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日取組指定型工事」であることを示す看板（以下「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・週休2日の実施状況は、受発注者の両者で、工事日報等により4週毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、5. 評価の対象期間の計算から控除しない。
- ・監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

(3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5. 評価

- ・実施状況に応じて、工事成績評定により評価を行う。
- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者ともが確認の上、発注者が工事成績評定の評価内容および必要となる費用の計上に関して決定する。
- ・工期延期等、工期に変更があった場合、対象は変更後の工期とする。
- ・履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評定の評価は行わない。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、評価の対象期間の計算から控除しない。

6. 費用（積算方法等）

週休2日の取得に要する費用は、次の（1）から（3）までによる。

（1）補正係数

次の①から③までの週休2日の実施状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設费率、現場管理费率に乘じるものとする。なお、土木工事標準単価については、物価資料記載の各週休2日補正単価を使用することとし、市場単価（土木コスト情報および土木施工単価を根拠とする施工単価）については、別表-1 週休2日制工事における市場単価方式の補正係数による補正単価を使用することとする。

ただし、労務費分、機械経費分が明らかとなっていない見積による施工単価については、補正の対象としない。

また、以下について補正の対象としない。

- ・土木工事：工場製作工に該当する体系
- ・電気通信工事：工場製作工、機器単体費に該当する体系
- ・機械設備工事：労務費、工場製作工に該当する体系

① 4週8休以上

【現場閉所率28.5%以上（週休2日達成100%相当）】

・労務費	1.05
・機械経費（賃料）	1.04
・共通仮設费率	1.04
・現場管理费率	1.06

現場閉所率(4週のうち4週が週休2日)

$$(4 \times 2) / (4 \times 7) = 28.5\%$$

$$100\% = 4 \text{週} / 4 \text{週}$$

② 4週7休以上4週8休未満

【現場閉所率25%以上28.5%未満（週休2日達成75%相当）】

・労務費	1.03
・機械経費（賃料）	1.03
・共通仮設费率	1.03
・現場管理费率	1.04

現場閉所率(4週のうち3週が週休2日、1週は週休1日)

$$((3 \times 2) + (1 \times 1)) / (4 \times 7) = 25\%$$

$$75\% = 3 \text{週} / 4 \text{週}$$

③ 4週6休以上4週7休未満

【現場閉所率 21.4%以上25%未満（週休2日達成50%相当）】

・労務費	1.01
・機械経費（賃料）	1.01
・共通仮設费率	1.02
・現場管理费率	1.03

現場閉所率(4週のうち2週は週休2日、2週は週休1日)
 $((2 \times 2) + (2 \times 1)) / (4 \times 7) = 21.4\%$
 $50\% = 2\text{週} / 4\text{週}$

(2) 補正方法

①発注者指定方式（達成100%指定型）

当初予定価格から週休2日達成 100%を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5%に満たないものは、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。その際、現場閉所率が21.4%以上であっても、6(1)の補正は考慮しない。

②発注者指定方式（達成100%トライ型）

当初予定価格から週休2日達成 100%を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。

週休2日達成100%が見込まれない場合は、週休2日の実施状況を確認し、現場閉所率に応じた補正係数へ変更を行い、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

(3) 対象工事である旨等の明示

週休2日に取り組む工事の対象とし、週休2日の達成状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書に対象工事である旨を以下のとおり記載するものとする。

発注者指定方式（達成100%指定型）の場合の記載例

本工事は、発注者が週休2日達成 100%に取り組むことを指定する発注者指定方式（達成100%指定型）工事である。費用の計上に当たっては、本実施要領により行う。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

発注者指定方式（達成100%トライ型）の場合の記載例

本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式（達成100%トライ型）工事である。費用の計上に当たっては、本実施要領により行う。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

7. 着手前の確認事項等

週休 2 日に取り組むに当たり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休 2 日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

- ①受注者は、休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。
- ②「工事工程表」「工事施工体制」について、週休 2 日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。
- ③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

8. 現場閉所の確認方法等

受注者は、毎月第一月曜日までの現場閉所日実績を打合せ簿により報告をする（別紙-1）

発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

(1) 工事実施期間中

①休暇日の確認

週休 2 日の実施状況は、受発注者の両者が、工事日報等により概ね 1 ヶ月単位（履行報告と同時期等）で確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

②確認資料の作成

受注者は工事日報等へ平日に天候（降雨、降雪等）により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影する、発注時の雨休率算定に用いた地点における降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

③天候による休工の確認

上記①の確認時に②の資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がない場合は、この限りでない。監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めるものとし、資料は必要最低限する。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

④対象期間における雨休日が発注時の明示以上あった場合

受発注者協議のうえ原則として、その差分について工期の延長を行う。ただし、工期に余裕があるなど工期の延長を行う必要がない場合は、この限りでない。

また、現場条件により工期の延長が困難なため、対象期間の休暇日に作業を行った場合、上記の差分を休暇日に振替えを行うことができる。

(2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

9. 不履行に対する措置

- ・施工計画書に記載した工事工程表等が週休 2 日の取組を前提としていないなど明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意

思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

10. その他

- ・この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

11. 付則

- ・この要領は、令和3年5月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

別表-1 週休2日制工事における市場単価方式の補正係数

工種名	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付杵工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01